

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

記

1. 土岐市の住民として定住の意思をもって居住すること。
2. 土岐市から土岐市県外からの定住促進奨励金交付事業に関する報告及び立入調査について求められた場合には、これに応じること。
3. 次の場合には、土岐市県外からの定住促進奨励金交付要綱に基づき奨励金の全額（（2）にあつては半額）を返還します。
 - （1）奨励金の交付決定の日から3年未満で住宅の所有権を第三者に変更したとき又は居住しなくなったとき。
 - （2）奨励金の交付決定の日から3年以上5年未満で住宅の所有権を第三者に変更したとき又は居住しなくなったとき。
 - （3）奨励金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - （4）居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - （5）奨励金の交付決定の日から1年以内に土岐市県外からの定住促進奨励金交付要綱に規定する要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業3か月以内に、再度要件を満たす職に就業し、又は起業した場合を除く）。

年 月 日

住 所
氏 名 印

（宛先） 土岐市長